

第 1 0 回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会

会 議 録

平成 1 5 年 4 月 1 8 日開催

第10回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

- ・日 時 平成15年4月18日(金)午後1時30分から午後2時34分
- ・場 所 丹後町中央公民館
- ・出席委員 (43人)
 - 1号委員 濱岡六右衛門会長、吉岡光義副会長、増田桂一委員、吉岡秀男委員、中江宏樹委員、有田光亨委員、上田博之委員、本城克一委員、梅田耕之助委員、大下道之委員、行待実委員、辻征一郎委員
 - 2号委員 平井涉委員、石河良一郎委員、田茂井誠司郎委員、瀬川善磨委員、木本勇委員、清水勇委員、植垣齋紀委員、川村嘉徳委員、末次祥孝委員、平井芳一委員、田中正明委員、田中一委員、三崎政直委員、奥野重治委員、浅田武夫委員、吉岡敏至委員、小谷毅委員
 - 3号委員 太田俊輝委員、中山力委員、櫛田恵里子委員、養父秀是委員、石河武委員、荒田ケイ委員、沖田康彦委員、阿部智子委員、梅田和男委員、佐々木正二郎委員、戸石育代委員、行待佳平委員、奥田圭介委員、美王恵次郎委員、
- ・欠席委員 (7人)
 - 森行雄委員、下田喜六委員、梅田直一委員、植野眞知子委員、川濂明美委員、中井幹晴委員、加瀬康夫委員

・次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第1号 18 町の慣行の取扱いに関する事
- ・協議第2号 19-3 男女共同参画の取扱い
- ・協議第3号 19-5 広聴広報の取扱い
- ・協議第4号 19-8 姉妹都市等の取扱い
- ・協議第5号 19-9 電算システムの取扱い
- ・協議第6号 21-1 定住促進事業の取扱い
- ・協議第7号 21-5 表彰の取扱い
- ・協議第8号 21-8 指定統計事務の取扱い
- ・協議第9号 19-17 介護保険の取扱い
- ・協議第10号 19-22 社会教育の取扱い
- ・協議第11号 21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い
- ・協議第12号 15 公共的団体の取扱いに関する事

(2) その他

- ・第9回合併協議会の会議録について
- ・第11回協議会の日程及び議題(案)について
 - 日 程(日 時)平成15年5月28日(水)午後1時30分から
 - (場 所)弥栄町公民館
 - 議 題(案)
 - ・主な協議事項

3 閉 会

傍聴者2人

濱岡会長

定刻になりましたので、只今から、第10回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を開催いたします。

濱岡会長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の会議につきましては、協議会委員50名中43名の御出席を頂いており、協議会規約第10条第1項の規定によります「在任委員の過半数」を超えておりますので、本日の会議が成立していることを御報告させていただきます。

濱岡会長

それでは、会議を進めさせていただきます。今日は、前回に引き続き、各小委員会で確認の終えた、11項目と本日追加で1項目の合計12項目の協議をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

濱岡会長

協議第1号 項目番号18 「町の慣行の取扱いに関する事」について、を議題としたいと存じます。所管の総務・企画・議会小委員会の瀬川委員長から報告をお願いします。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

総務・企画・議会小委員会の委員長の瀬川でございます。「協議第1号 町の慣行の取扱いに関する事」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年2月5日の第13回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

「慣行」とは、資料に記載されているような、「町章」や「町民憲章」、「自治体の宣言」など、その自治体のシンボルとなるものでございます。

まず、番号1の「町章」つまり町のマークにつきましては、現在各町でそれぞれ定められております。合併し新市となった場合は、新たな自治体としての市章を定める必要がありますが、自治体にとって一番のシンボルとなるものでありますことから、新市の発足時には即時使用できるようにしておくことが適当であると判断いたしまして、また先進事例等も参考の上、調整結果に記載しているとおり、「合併前までに調整の上、新市に移行する。」ことといたしました。

次に、番号2の「町民憲章」であります。現在、6町それぞれで定められております。これにつきましては、新市の自治体としての基本姿勢となるものであります。新市の発足までに定める特段の必要もなく、新市発足後に、市民総意のもとで策定することが望ましいと判断し、「新市に移行後、調整する」といたしました。

次に、番号3～10までの「各種の自治体の宣言」であります。現在、6町では、8種類の宣言が行われておりますが、6町全てで行われているものはございません。これにつきましても、先程の「町民憲章」と同様に、自治体としての基本姿

勢となるものでありますが、新市の発足までに定める特段の必要もなく、新市発足後に、市民総意のもとで策定することが望ましいため、「新市に移行後、調整する」といたしました。

次に、番号11～15までの「町の木、花、歌、キャラクター、キャッチフレーズ」であります。それぞれの町の特色を活かし、ふさわしいものが制定されております。これにつきましても、同様に、新市発足までに定める特段の必要性もないため、「新市に移行後、調整する」といたしました。小委員会では、市章の制定方法についての質問や、「木や花だけでなく、市の色についても、制定を検討されてはどうか」といった意見が出され、意見交換・協議をいたしました。最終的に、それぞれの調整案について、確認したものであります。

以上で簡単ではありますが、本日の協議第1号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第1号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

それでは、「協議第1号 町の慣行の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、協議第1号「町の慣行の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第1号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第2号 項目番号19の3「男女共同参画の取扱い」について、を議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

協議第2号「男女共同参画の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年7月15日の第4回小委

員会で協議の上、確認されたものであります。

「男女共同参画」につきましては、御存知のとおり、国のこれからの重要施策の一つとして位置づけられ、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これに伴い、京都府におかれましても、平成元年に、「KYOのあけぼのプラン」と名付けられた「京都府男女共同参画計画」が策定され、さらに平成 13 年にその改訂版として、「新京都府あけぼのプラン」が策定されております。これらに基づき、「市町村においては、男女共同参画の計画を定め、施策を推進していかなければならない」とされ、京都府内の自治体でも、このような取り組みが進められておりますが、現在の 6 町におきましては、計画や推進体制等が十分整備されていないのが現状であります。

従いまして、新市におきましては、男女共同参画社会づくりを計画的かつ総合的に推進していく必要があると考えまして、調整結果案といたしましては、「男女共同参画社会のための行動計画を策定するなど、新市において調整する」ということで、確認したものであります。

以上で簡単ではありますが、本日の協議第 2 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 2 号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは協議第 2 号「男女共同参画の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 2 号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 3 号、項目番号の 19 の 5「広聴広報の取扱い」についてを議題といたします。最初に、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第 3 号 広聴広報の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 7 月 15 日の第 4 回小委員

会で協議の上、確認されたものであります。「広聴、広報」につきましては、行政施策などの情報を広く住民の方々にお伝えし、また、住民の方々の御意見等行政施策に反映していくための大変重要な行政事務の一つであり、また、住民の方々にとっても、非常に関心の高い項目の一つであろうかと思えます。

項目が多数でありますので、以下、簡略に説明させていただきます。まず、番号1～9の「広報紙」についてであります。現在6町では、それぞれ広報誌を作成され合計24,800部発行されておりますが、取扱いにつきましては統一されておられません。従いまして、新市の広報紙につきましては、「毎月発行とし、名称、発行期日、仕様、発行部数については、調整のうえ、新市に移行する。」といたしました。また、「配布方法や配布時期については、合併時に調整する」とし、「特に、配布方法につきましては、区長配布や新聞折込等が考えられるが、隣組の未加入者や新聞未購読者など、未配分者の発生が予想されるため、配布希望者には別途配布方法を検討する。また、市内の各世帯、各機関には無料とするが、市外の個人、業者などについては合併時に調整する」ことといたしました。さらに、ホームページへの掲載も、新市におきましても、行っていくことといたしました。

次に、番号10～次のページの13までの「お知らせ版」でございます。これにつきましても、現在6町それぞれ作成されておりますので、「毎月2回発行とし、名称、発行期日、仕様、発行部数については、調整のうえ、新市に移行する。」ということとし、その他の項目につきましては、1番の「広報紙」と同様の調整結果となっております。但し、掲載内容については、「広域版と地域版を作成するなど新市において調整する」ことといたしました。

次に、番号18～21までの「町勢要覧」であります。これも現在各町で概ね5年周期で作成されておりますので、「周期的な発行とし、合併後速やかに発行できるよう調整に努める。」とし、「仕様」、「発行部数」等につきましては、「合併時に調整する」ことといたしました。

最後、番号22の「ホームページ」についてであります。これにつきましても、現在各町で作成、運営されているところでありますが、新市におきましても、「地域住民に限らず、あらゆる地域を視野に入れながら、広報紙、お知らせ版のほか、行政が行う事業を掲載し、広く住民の目に触れることが出来るよう、合併と同時に新市のホームページを立ち上げる」ということで確認いたしました。

以上、小委員会でも配布方法等についての御質問等がございましたが、より良い方法を検討していかれるとすることで、各項目については、調整結果のとおり全て確認したものであります。簡単ではありますが、本日の協議第3号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第3号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 3 号 広聴広報の取扱い」については確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 3 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 4 号 項目番号 19 の 8 「姉妹都市等の取扱い」について、を議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第 4 号 姉妹都市等の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年 2 月 5 日の第 13 回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

まず、番号 1 の「地域間交流」でございます。これにつきましては、現在、各町で、全国各地と、さまざまな目的での地域間交流が行われております。このうち、調整結果の上段に記載している、峰山町の羽衣交流サミットや大宮町の全国小野小町サミットなど、伝説や地域の特性により実施しているものは、「新市に移行後も継続する」とし、「特に、伝説・伝承による交流は、行政中心で行うより、住民レベルで行うことが望ましいことから、引続き支援を行う。」といたしました。下の段に記載している、大宮町の三重県大宮町との「同名町交流」や丹後町の「全国伝統地名市町村連絡会議」などにつきましては、現在の自治体の名称等が構成の要件になっておりますので、合併時までには相手方の意向を確認して調整を図るといたしました。

次に、番号 2 の「友好町」であります。これにつきましては、現在、丹後町のみが京都府南部の木津町と友好町の締結をされております。これにつきましては、制定時の経過等もありますことから、「合併時までには相手方の意向を確認し、存続の方向で調整を図る」といたしました。

最後、「ふるさと会員」であります。これは、現在、大宮町と網野町の 2 町のみで実施されているものであります。町外の希望者に有料で町の広報誌の郵送等をされています。これにつきましては、先程の「広聴広報事業の取扱い」で出ておりました、広報誌の配布方法等とも調整し、小委員会でも、いろいろと御意見をいただきましたが、「合併時に廃止し、新市に移行後検討する。」といたしました。以上、各項目については、調整結果のとおり全て確認したものであります。簡単ではありますが、本日の協議第 4 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 4 号につきまして御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

落ちているところやご意見はございませんか。

濱岡会長

それでは「協議第 4 号 姉妹都市等の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 4 号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 5 号、項目番号 19 の 9「電算システムの取扱い」について、を議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第 5 号 電算システムの取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 8 月 12 日の第 5 回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

まず、番号 1 の「行政情報システム」の「住民情報システム」でございます。これにつきましては、現在 6 町では、いずれも京都府町村会から提供されている TRY - X (トライエックス) というシステムを使用しておりますので、これをそのまま継続して使用することといたします。また、「住民生活に直接関係する住民記録及び税、各種資格管理等の業務については、合併までにシステムの統一化を図るとともに、新しい自治体の規模に適合した仕様への改善を行い、円滑にサービスが提供できるよう、万全の準備を行う。また、サブシステムにおいては、各業務の調整に沿って仕様の改善を行うとともに、必要となるシステムを採用するものとする。」ということいたしました。

次に、番号 2 の「財務情報システム」であります。これにつきましても、現在、各町で京都府町村会のシステムを使用しておりますので、「新規システムの導入は、多額の費用を要することから、現行システムを改修し、新市に移行する。」こといたしました。

最後に、番号 3 の「ネットワークの整備状況」ですが、現在、6 町とも庁内 LAN (ラン)、つまり、庁舎内のネットワークは整備されておりますが、その仕

様に若干の相違があります。従いまして、「基本的には現行のまま新市へ移行することとするが、新市における組織、事務機構に併せた調整を行う」とこととし、「また、外部施設との接続については、基本的に現行のまま新市へ移行し、今後の地域イントラ等のネットワーク整備に沿って、改善を図る」ということで、新市の本庁・支所間を含めた地域全体のネットワークの整備計画に基づいて改善を図っていくことといたしました。

以上で、簡単ではありますが、本日の協議第 5 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 5 号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第 5 号 電算システムの取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 5 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 6 号、項目番号 21 の 1 「定住促進事業の取扱い」についてを議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第 6 号 定住促進事業の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年 2 月 5 日の第 13 回小委員会で提案され、同日と 2 月 20 日の第 14 回小委員会とにわたり、協議の上、確認されたものであります。

まず、番号 1 の「定住促進対策」の「情報提供事業」であります。これにつきましては、現在 2 町（大宮町、久美浜町）のみで、「U・I ターン支援情報提供」として、空き家のデータをストックし、U・I ターンによる入居希望者に対して、住宅情報の提供が行われています。これにつきましては、「現行のまま新市に継承し、新市において全域を対象とした事業推進を図る」とこととし、事業の効果を上げていくことといたしました。

次に、番号 2 の「支援・給付事業」であります。これにつきましては、3 点ばかり事業がございまして、まず、「住宅確保支援事業」ということで、現在 2 町（峰山町・丹後町）で若者の定住促進等の目的で家賃補助などの事業が行われております。また、「就業等奨励金事業」ということで、町内に就業される方や後継者等に対する奨励金の支給が 2 町（網野町・丹後町）で行われております。さらに、「結婚祝金給付事業」ということで、町内に在住し、結婚される方に対する祝金の給付が、2 町で行われております。これらにつきましては、当初の調整案では、「合併時に一旦廃止する。」としておりましたが、委員に方々から、「新市建設計画の案の中の、定住促進を図るという方針」との整合性を踏まえるべきとの意見が強く出されました。継続して協議をいたしまして、新市においては、それぞれ住宅対策や雇用対策の中で議論することとし、結論として、「合併時に一旦廃止するが、新市において総合的な視点から検討する」と修正して、確認したものでございます。

以上で、簡単ではありますが、本日の協議第 6 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 6 号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 6 号 定住促進事業の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 6 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 7 号 項目番号 21 の 5 「表彰の取扱い」についてを議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第 7 号 表彰の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年 3 月 19 日の第 15 回小委員会での協議の上、確認されたものであります。

調整項目といたしましては、「功労者表彰等」ということございまして、現在各町で、名誉町民、自治功労者表彰、善行表彰などの制度が設けられ、表彰が行われておりますが、その種類や基準等については、各町それぞれであり、統一されたものではありません。また、期日につきましても、毎年行われている町と5年毎に行われている町がある状況であります。従いまして、調整結果といたしましては、「各町においてすでにその功績をたたえ、称号を贈られている表彰者は、新市に引継ぎ、新市の礼遇条件に基づき、これを行う。」とし、「また、新市における名誉市民、表彰制度については、新市移行後、現行の各町の基準をもとに調整する。」といたしました。

以上で、簡単ではありますが、本日の協議第7号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第7号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第7号 表彰の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第7号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第8号、項目番号の21の8「指定統計事務の取扱い」について、を議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第8号 指定統計事務の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年8月12日の第5回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

「指定統計」とは、国勢調査、事業所・企業統計、住宅・土地統計や学校基本調査などの統計調査でございます。これにつきましては、統計法という法令に基づく、事務事業で、現在6町とも、統計調査員の候補者の推薦、統計調査員に対する指導、調査票の収集など、同様の事務を行っております。従いまして、

新市においても同一業務を行うこととなりますので、「現行のまま、新市へ継承する」ということで、確認いたしました。

以上で、簡単ではありますが、本日の協議第 8 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 8 号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 8 号 指定統計事務の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 8 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 9 号、項目番号 19 の 17 「介護保険の取扱い」について、を議題といたします。最初に、所管の住民・福祉・教育小委員会の木本委員長から報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

住民・福祉・教育小委員会委員長の木本でございます。「協議第 9 号 介護保険の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 7 月 11 日の第 4 回小委員会と本年 10 月 10 日の第 7 回小委員会に分けて協議の上、確認されたものであります。項目が多岐にわたりますので、概要の説明とさせていただきます。

番号 1 の 1～6 までは、「介護保険料」でございます。番号 1 の「1 号被保険者の保険料基準額」ですが、現在、各町によりサービスの供給量に違いがありますので、「一元化に調整の上、新市に移行する。平成 16・17 年度の保険料は、合併時に事業計画を策定し、算定する。」ことといたしました。また、「保険料賦課・徴収」等の事務についても、「一元化に調整の上、新市に移行する。」ことといたしました。

番号 7 から 13 までは、「資格管理」でございます。これにつきましては、法令等に基づき、各町が行っているもので、ほぼ各町同一の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に継承する」としております。番号 14 から次のペー

ジの 21 までは、「受給者管理」であります。これにつきましても、大半は、各町同一の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に継承する」こととし、取扱いの異なるものについては、それぞれ統一する案を調整結果に記載しております。番号 22～26 は、「給付実績管理」であります。これにつきましても、各町ほぼ同様の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に継承する」こととし、取扱いの異なるものについては、それぞれ統一する案を調整結果に記載しております。番号 27 は、「苦情処理」であります。これも各町とも同一の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に継承する」としてあります。番号 28 は、「介護認定審査会」であります。認定審査につきましても、本来は、各保険者つまり各町が行う事務であります。京都府内の市を除く各町村は、現在、この事務を京都府に委託して実施しております。調整結果といたしましては、「新市においては、独自に審査会を設置する。」ことといたしました。

番号 29～31 は、「介護保険事業計画及び老人福祉計画」であります。現在、各町で策定されている、これらの計画につきましても、「策定委員会」や「運営委員会」が設置されていない町がありますので、「新市において新規に委員会を設置する」ことといたしました。最後、番号 32 の「介護給付費準備基金」であります。現在、各町の基金の積立額が異なっておりますが、「現行のまま新市に継承する。」ことといたしました。

以上、各項目について、それぞれ協議の上、確認いたしました。簡単ではありますが、本日の協議第 9 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。「介護保険」につきましても、只今委員長から説明がありましたとおり、小委員会で 10 月に確認をいただきましたが、その後、約半年が経過しておりますので、担当の保健福祉部会から、その後の状況の説明をさせていただきます。

岸田保健福祉部会長

失礼します。保健福祉部会長の岸田でございます。それでは、保健福祉部会から小委員会確認後の状況を報告いたします。小委員会確認後は、各町とも介護保険事業計画を含む老人保健福祉計画の最終案づくりと、新年度の介護保険特別会計予算の編成及び料率改訂を行うための介護保険条例の一部改正の検討に入りました。その際の共通認識としては、他府県でも多く見られ、介護保険法に規定のある「広域連合組織」も視野に入れるとともに、合併議論もある中で「各町とも連携のとれた保険料率の設定を行うこと」を前提としたものであります。

この結果、最終的に第 2 期の第 1 号被保険者の基準保険料は、各町とも年額で 33,600 円、月額では 2,800 円で、第 1 期と比較しますと若干引き上げとなったものの、アップ率、引き上げ幅とも府内では最下位のグループに位置しています。また、低所得者の保険料軽減を図るため、5 段階方式から 6 段階方式を各町が導入し、保険料の弾力化を図っております。

また、平成 15 年度介護保険特別会計予算及び保険料率を規定しております介護保険条例の一部改正案は、各町の 3 月定例議会で可決承認されており、合併後における平成 16・17 年度の保険料は、新市の介護保険事業計画を改めて策定した上で再計算することになりますが、第 2 期 3 年間の期間中であることから、基準年額 33,600 円は変わらないものと確信しております。

なお、事業収支に伴う剰余金であります「介護給付費準備基金」と「繰越金」は、全額を新市に引継ぐこととし、保険財政運営の健全化と安定化を目指すこととしておりますので、このことを申し上げまして部会からの補足説明とさせていただきます。

濱岡会長

それでは、協議第 9 号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 9 号 介護保険の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 9 号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 10 号、項目番号の 19 の 22「社会教育の取扱い」についてを議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

「協議第 10 号 社会教育の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 7 月 11 日の第 4 回、9 月 12 日の第 5 回、10 月 10 日の第 6 回、11 月 7 日の第 7 回、12 月 11 日の第 8 回、本年 1 月 15 日の第 10 回、2 月 7 日の第 11 回、そして先週 4 月 10 日の第 14 回小委員会と 8 回に分けて詳細に説明を受け、それぞれ協議の上確認されたものであります。項目が多岐にわたり、調整結果につきましても詳細な記述としておりますので、順番に説明させていただきます。

番号の 1～9 までは、「社会教育関係委員・関係職員の状況」でございます。番号 1～5 までは、「社会教育関係委員の状況」であります。社会教育委員、文化財保護審議会委員、体育指導員については 6 町とも設置されておりますが、取

扱いに相違があります。また、公民館運営審議会委員は 3 町、丹後、弥栄、久美浜のみ設置、また、スポーツ振興審議会委員についても 3 町、峰山、大宮、網野のみの設置であります。従いまして、公民館運営審議会委員については、社会教育委員の任務に含めることで廃止の方向で調整することとし、残りのものについては、それぞれの法令等に基づき、「一元化に調整の上、新市に移行する。」ことといたしました。

番号 6~9 までは、社会教育関係職員でございます。社会教育指導員については、5 町、網野町除く 5 町で、人権教育指導員については 1 町、網野町で設置されております。従いまして、「人権教育指導員」につきましても、社会教育指導員の分掌に人権教育も位置づけることとし、「社会教育指導員」につきましても、当面は、各町の現状と課題に基づいた推進体制を確保するため、「現行のまま新市に継承する」ことといたしました。また、「公民館長、公民館主事」につきましても、各町それぞれ独自の体制をとっておられますので、同様に、「現行のまま、新市に継承する」ことといたしました。さらに、「図書館長」につきましても、現在、2 町、峰山、網野のみという状況であります。住民の身近な場での学習を保障するため、公民館と一体化した推進体制を整備していく必要があることから、「新市に移行後、調整する」といたしました。

次に、番号 10~12 は、「社会教育施設の状況」でございます。まず、「公民館」でございますが、現在各町それぞれ独自の方法と運営体制で住民の方々に密接した活動に取り組んでおられます。住民の方々の身近な学習や交流を促進する拠点施設として位置づけ、「現行のまま新市に継承する」ことといたしております。次に、「図書館」でございますが、これも住民の方々にとって重要な社会教育施設でありますので、「各町の図書館を整備・充実し条件整備を行うとともに、峰山町立図書館及びあみの図書館を中央図書館的な位置付けにして、ネットワーク体制を確立する必要がある」と確認いたしました。次に、「資料館」でございますが、現在網野町郷土資料館と丹後町古代の里資料館と 2 町で設置されております。これにつきましても、丹後地域の貴重な「文化財や郷土資料の保存と活用を進めるために重要な社会教育施設であり住民の方々に公開し情報提供できる施設の整備と機能の充実を図るため、新市に引き継ぐ」ことといたしました。

番号の 13 は、「社会教育関係団体」でございます。これは、各町の文化協会や青少年健全育成等の青少年関係団体や少年少女合唱団、人権教育推進協議会、婦人会、海づくり少年団、文化財保存会などの各種団体でございます。それぞれが、各地域ごとに活動をされておりますので、当面は、独自の活動を保障することとし、同時に連絡調整及び連携による総合的な振興を図っていくため、「新市に移行後調整する」ことといたしました。

番号 14 と 15 は、「社会教育事業に関すること」であります。社会教育事業は、現在各町で、それぞれの課題に基づき、独自の事業を展開されておりますので、「現行のまま新市に継承する」とし、「新市において社会教育推進の重点を作成し、実施していく」ことといたしました。

また、「成人式」についてであります。現在 6 町とも実施されておりますが、実施時期、内容等に相違があります。当初の調整案では、「新市に移行と同時に一元化して実施する。実施日は、成人の日の前日、1 月第 2 日曜日午後からとす

る」としておりましたが、委員の方々から、「新市になるのだから、基本的に一箇所で行うべき」、「子供が育った地域固有のものであり、無理に一元化する必要はないのではないか」。また、「一元化した場合、開催場所の確保が可能か」といった意見が多く出されまして、協議をいたしました結果、「実施日は、今後検討すること」とし、「新市に移行と同時に調整して、一元化の方向で実施することと確認いたしました。

番号の 16～18 までは、「文化財に関すること」でございます。現在、各町とも多くの指定文化財がありますが、町指定の取り組みをさらに充実していく必要があります。従いまして、「文化財補助制度」は、現在 4 町、峰山、大宮、網野、丹後のみ、独自の補助制度がありますが、「一元化に調整の上、新市に移行することとし、「遺跡等」につきましても、「各町の台帳を一元化し、情報提供できる体制を整備する」といたしました。

番号 19～21 は、「社会体育に関すること」であります。「体育協会の組織」につきましても、現在各町で地域に根ざした独自の取り組みをそれぞれで進めてこられております。従いまして、「当面は各町独自の活動を保障する。ただし、体育協会の組織のあり方について各町の体育協会代表者で検討を進めるため、新市に移行後、調整する」といたしました。

番号 22 と 23 は、「体育施設の取扱いに関すること」であります。まず、「体育施設」であります。各町の運動公園、体育館、テニスコート、ゲートボール場等につきましては、すべて新市に引き継ぐことといたしましたが、施設の使用料について、各町の取扱いに相違がありましたので、無料とするか有料とするか、使いやすさや適正負担、の考え方、新市以外の利用者の料金など、いろいろと意見が出されました。それらの御意見を踏まえまして、協議を重ねました結果、各町のスポーツ団体などの活動を制限しないように「運用の方法については、検討する」とした上で、「施設の使用料は、施設の規模等を勘案して設定する」といたしました。また、「学校施設の開放」につきましても、全町で必要に応じて学校の開放がされております。従いまして、「新市に移行後も、学校施設の開放を行い、使用料については、一元化に調整の上新市に移行し、運用の方法については検討する」といたしました。

なお、2月7日の第11回の小委員会で、次のとおり、小委員会としての意見を確認しましたので、併せてご報告いたします。「丹後の文化を、小中学校の教育という観点も含め、地元の人に理解していただく環境づくりに努められたい。加えて、観光の活用にも検討されたい」という意見でございます。

以上、各項目について、それぞれ協議の上、確認したものであり、これで、協議第 10 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 10 号につきましても、御意見がありましたらお願い致します。

瀬川善磨委員

一点お伺いするんですが、成人式の関係でございますが、新市移行後一元化

ということで、先ほど説明がありました中で、日時については一元化ということが可能だと思っておりますが、その場所について、今日の説明の中で意見も出ておったようですが、場所についてもここに謳われているように一元化を実施することになるのか、そのあたりを説明願います。

水野教育部会長

教育部会の水野でございます。只今、成人式についてのお尋ねがございまして、先程委員長から報告のありましたように、大変論議のあったところでございます。期日については、先程の報告どおり一元化ということで、同じ時期に開催したいということでございますけれども、会場につきましては対象人数が数百名に上がることが想定されますので、現在丹後六町の中で数百名の方を一同にお集まりいただきセレモニーをするふさわしい会場があるかどうかというようなことで大変論議になりまして、現在のところ同じ日に一つの会場で実施することがやや困難であるとの見方もありまして、開催場所を一箇所で行うか、複数箇所で行うかということは現在のところ結論が出ておりません。

濱岡会長

他にありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 10 号 社会教育の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 10 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 11 号、項目番号 21 の 16「戸籍、住民登録事務の取扱い」について、を議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

「協議第 11 号 戸籍、住民登録事務の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 7 月 11 日の第 4 回小委員会及び本年 3 月 11 日の第 13 回小委員会で、協議の上、確認されたものであります。項目が多岐にわたりますので概要の説明とさせていただきます。

番号の 1～3 までは、「住民基本台帳事務」でございます。これにつきましては、「本庁、支所の事務処理体制を整備し、新市に移行する」としてあります。番号 4～6 までは、「住民基本台帳ネットワークシステム」であります。現在各町

で整備されておりますので、「現行のまま新市に移行する」こととしております。番号7と8は、「印鑑登録事務」、9～11は、「窓口の対応方法」ですが、いずれも、住民基本台帳事務と同様、「本庁、支所の事務処理体制を整備し、新市に移行する」としております。

番号12から21は、「戸籍事務」であります。これにつきましても、現在各町で実施されておりますので、基本的には、「現行のまま新市に移行する」こととしております。ただし、「戸籍の事務処理体制」は、「平成15年度に戸籍事務の電算化を行い、事務の効率化を図るとともに、交付時間の短縮などの住民サービスの向上に努めることとする。」といたしました。

番号22～40までは、「外国人登録事務」でございます。これにつきましても、機械処理を行っている町とそうでない町とがあります「原票作成」については、「本庁、支所の事務処理体制を整備し、新市に移行する」こととしておりますが、その他につきましても、各町同一の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に移行する」といたしました。番号41から48までの各種の事務につきましても、現在、各町で同一の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に移行する」と確認いたしました。

最後、番号49の「窓口手数料」でございますが、基本的には、国の手数料に関する政令に基づき事務を行っておる戸籍の関係につきましても、その他のもので種類が異なっているもの、また単価が異なっているものについては一本化し、表のとおりとすることとし、埋火葬に関する証明、印鑑登録証の交付に関する手数料は、廃止することといたしました。

いずれにしましても、住民の方々にとって身近なものでありますので、住民サービスを低下させないよう、さらに向上できますよう、本庁、支所の事務処理体制を検討されているものと思っておりますので、その点を踏まえて、すべての項目につきましても、確認したものでございます。

以上で協議第11号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第11号につきましても、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第11号 戸籍、住民登録事務の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第11号については、確認していた

だきました。

濱岡会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。本日、追加提案とさせていただきます「協議第12号 項目番号15 公共的団体の取扱いに関する事」を議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第12号 公共的団体の取扱いに関する事」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年3月19日の第15回小委員会で提案され、同日と今週の4月15日の第16回小委員会で、協議の上確認されたもので、本日の協議会に追加提案となったものであります。

公共的団体とは、例えば6町の区域内にあります社会福祉協議会、シルバー人材センター、森林組合、商工会などの福祉関係・経済団体、それから体育協会、婦人会、文化協会などの公共的な活動を営む全ての団体を含んでおりまして、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条で定められております公共的団体でございます。

この公共的団体を区分いたしますと、大きく3点に分かれまして、1つ目は、団体の設置について、町が関与している団体。2つ目は、町の区域をもって、設置する旨の法的根拠等がある団体。3つ目は、町の事業に大きく関わっている団体でございます。

一方、合併特例法におきましては、「公共的団体等は、市町村の合併に際しては、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備に努めなければならない。」と規定されておりますが、それぞれの団体は、行政とは、密接な関連がある一方で、設置の経緯、法的根拠、活動状況などが様々な状況でありまして、独立した法人でもございます。

従いまして、調整案といたしましては、「新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする」とし、その取り扱いについて、3つの方針を掲げました。

1.6町に共通している団体は、出来る限り合併時に統合し活動できるよう努める。
2.6町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後、速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
3.その他の団体は、現行のとおりとす。この3点でございます。

小委員会では、いろいろと御意見、御質問が出されました。一例を申しますと、「行政が統合に向け指導すべき」、「行政主導でなく、団体の自主性を尊重すべき」、又、「団体に対する補助金の見直し」など、いろいろと御意見をいただき、それらを踏まえまして協議いたしました結果、行政側としては、それぞれの団体の自主性を最大限尊重することとしますが、新市との一体性を確保するため、6町合併についての議決が得られました後、行政と各団体が調整に入ることを前提に、確認したものであります。

以上で協議第12号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 12 号につきまして御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ありませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 12 号 公共的団体の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 12 号については、確認していただきました。

濱岡会長

以上で本日の協議項目は全てでございます、(3)のその他に移らせていただきます。まず、「第 9 回合併協議会の会議録について」事務局から説明願います。

事務局

たくさんの項目の協議をいただきまして、ありがとうございました。説明をさせていただきます。先月、3 月 26 日に開催させていただきました、第 9 回合併協議会の会議録については、先に各委員に御照会させていただき御点検をいただいたかと存じます。本日、特に修正がございませんでしたので御確認をいただけましたら公開することとさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上であります。

濱岡会長

それでは、「第 9 回合併協議会の会議録について」は、御確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、確認していただきました。次の項目について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、次回の協議会でございますが、5 月 28 日の水曜日の午後 1 時 30 分

から弥栄町の方で行いますので、よろしくお願い申し上げます。議題の方については、本日までに認めていただきましたものを概ね協議会に諮らせていただきましたが、今後出てまいります項目で、各小委員会の方で確認されたものは即座に協議会の方に上らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

濱岡会長

それでは、次回の第11回の協議会の日程等については、よろしくお願いいたします。

濱岡会長

本日用意させていただきました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、第10回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を終了いたします。長時間にわたり、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上で終了